

## 農園の利用上の注意事項

- (1) 条例及び規則並びに農園使用契約に定める事項を守ってください。
- (2) 農園は、使用契約を締結した者の管理と責任の範囲内においてのみ使用してください。
- (3) 農作業を行うことができる時間は、日の出から日没までとします。(春・秋：午前6時～午後6時、夏：午前5時～午後7時、冬：午前7時～午後5時を目安とします。)
- (4) 農作業に必要な道具は、貸出可能な道具以外は各自でご用意下さい。また、農機具庫に個人の所有物を入れないで下さい。
- (5) 農薬を使用する場合は、農薬取締法等を守って適正に行ってください。特に、周りの分区園や周辺地域へ飛散しないよう、十分に気を付けてください。
- (6) 肥料の使用にあたっては、肥料取締法等を守って適正に行ってください。
- (7) 農園及び法面に立木竹やケシ及び他の大麻等の薬草類を植えないでください。
- (8) 農園及び法面の形質を変えないでください。
- (9) 農園内に新たな構築物(例 農機具庫、温室等)及び周辺環境にそぐわない備品の類を設置しないでください。
- (10) 農園施設の構造及び形状を変化させたり、設備の追加又は変更を伴う工事又は改造はしないでください。
- (11) 施設又は設備を損傷し、又は汚損しないでください。
- (12) 施設、設備等を損傷したときは、速やかに管理者に報告してください。
- (13) 農園及び施設の環境を常に良好に保ち、善良なる管理者の注意をもって使用し管理していきましょう。
- (14) 危険物を持ち込まないでください。
- (15) 近隣に迷惑を及ぼすような行為をしないでください。
- (16) 火気は使用しないでください。
- (17) ゴミは、持ち帰りましょう。ただし、刈草や剪定枝などは園内のコンポストを利用し堆肥化に努めてください。
- (18) 管理者の指示に従いましょう。